熊谷市優良建築物等整備事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　市は、市街地環境の整備改善、良好な市街地住宅の供給等に資する建築物の整備を図るため、優良建築物等整備事業の施行者に対し、優良建築物等整備事業制度要綱（平成６年６月２３日付け建設省住街発第６３号。以下「制度要綱」という。）に基づき、予算の範囲内において補助金を交付する。

２　前項の補助金の交付に関しては、熊谷市補助金等の交付手続等に関する規則（平成１７年規則第５９号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（定義）

第２条　この要綱における用語の意義は、制度要綱第２及び規則第２条に定めるとおりとする。

（補助対象事業等）

第３条　補助事業等は、制度要綱による優良建築物等整備事業で、次のいずれかの区域内において施行されるものとする。

（１）中心市街地の活性化に関する法律（平成１０年法律第９２号）第９条第７項の規定に基づく認定を受けた基本計画の区域

（２）市街地の環境の整備改善、良好な市街地住宅の供給等の必要性を市長が特に認めた区域

２　補助対象となる経費は、市街地再開発事業等補助要領（昭和６２年５月２０日付け建設省住街発第４７号）の定めを準用する。

３　補助金の額は、前項の費用の３分の２以内の額とする。

（補助対象となる建築物及びその敷地等の要件）

第４条　補助対象となる建築物及びその敷地等は、制度要綱第４に定めるもののほか、次に掲げる要件を備えたものとする。

（１）熊谷市総合振興計画並びに市が策定した計画及び方針等に適合すること。

（２）市街地の環境改善及び公共施設の整備に寄与するために必要な措置を講ずるものであること。

（３）建築物の形態意匠及び区域内の緑化等については、熊谷市景観計画に適合すること。

（４）施行区域となるべき敷地等の所有権等を有する者（以下「権利者」という。）全員が、当該事業の実施に同意していること。

（５）権利者が２人以上で、かつ２以上の敷地等で実施されるものであること。ただし、制度要綱第２第３号ハ及び第５号に該当するものは除く。

（６）延べ面積の２分の１以上を住宅の用に供すること。また、全住戸の２分の１以上については、１戸当たりの専用部分の床面積が、６５平方メートル以上であること。

（７）都市計画道路に接する敷地部分に、一般の歩行者が自由に通行できる空地を確保すること。

（８）住宅以外の用途に供する部分は、次に掲げる用途に供しないこと。

ア　風俗及び教育上悪影響のおそれがあるもの。

イ　生活環境を害する騒音、振動、ばい煙、粉塵、臭気等のおそれがあるもの。ただし、適切な措置を講ずることにより、市長が支障ないと認めるときは、この限りではない。

ウ　危険物を扱い、住民に危害を加え、又は建築物等を破損させるおそれがあるもの。

（事前協議）

第５条　補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ優良建築物等整備事業事前協議書（様式第１号）（以下「協議書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出し、協議しなければならない。

（１）事業計画書（計画地、現況土地利用、建築計画、権利形態、資金計画、共同事業者及び年度別事業計画の概要が記載されているもの）

（２）建築計画に関する資料

（３）市街地の環境の整備改善に関する資料

（４）空地に関する資料

２　市長は、協議書の提出があったときは、その内容を審査し、適否を優良建築物等整備事業事前協議審査結果通知書（様式第２号）により、当該協議をした者に通知するものとする。

（申請書の様式等）

第６条　規則第５条第１項の規定による申請は、優良建築物等整備事業補助金交付申請書（様式第３号）によるものとする。

２　申請書の提出は、前条第２項の規定による優良建築物等整備事業に適合する旨の通知を受けた後でなければならない。

３　規則第５条第２項第１号から第４号に掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

（交付決定通知書等の様式）

第７条　規則第８条第１項の交付決定通知書様式は、優良建築物等整備事業補助金交付決定通知書（様式第４号）のとおりとする。

２　規則第８条条第２項の不交付決定通知書の様式は、優良建築物等整備事業補助金不交付決定通知書（様式第５号）のとおりとする。

（申請の取下げ）

第８条　規則第９条に規定する申請の取下げは、優良建築物等整備事業補助金交付申請取下書（様式第６号）によるものとする。

（事業内容の変更等）

第９条　補助事業者等は、次に掲げる変更等が生じるときは、速やかに優良建築物等整備事業変更等承認申請書（様式第７号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

（１）補助事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更は除く。）をしようとするとき。

（２）補助事業の内容の変更（軽微な変更は除く。）をしようとするとき。

（３）補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

（４）補助事業が予定した期日までに完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難になったとき。

２　同条第１項第１号の軽微な変更は、次のいずれにも該当するものとする。

（１）補助対象事業費の変更が生じないもの

（２）補助対象事業費内の流用で、その額が流用先の３割（３割に相当する額が３００万円以下であるときは３００万円）以内の変更

３　同条第１項第２号の軽微な変更は、次に掲げるもの以外の変更で、補助金の額に変更を生じないものとする。

（１）住宅等の位置、構造型式、戸数、規模又は階数の変更

（２）事業を施行する区域の変更

４　市長は、同条第１項の規定による申請があった場合において、この内容を審査し、適当と認めたときは、これを承認し、その旨を優良建築物等整備事業変更等承認通知書（様式第８号）により、当該補助事業者等に通知するものとする。

（状況報告）

第１０条　補助事業者等は、補助事業の遂行状況に関し、各月ごとに優良建築物等整備事業契約及び支出状況報告書（様式第９号）を、また、各四半期（第４四半期を除く。）ごとに優良建築物等整備事業進捗状況報告書（様式第１０号）を市長に提出しなければならない。

（事業完了実績報告等）

第１１条　補助事業者は、毎会計年度の補助事業が完了したとき（中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、優良建築物等整備事業完了実績報告書（様式第１１号）を、また、翌年度にわたるときは、優良建築物等整備事業年度終了実績報告書（様式第１２号）を速やかに市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の報告書のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

（確定通知書の様式）

第１２条　規則第１３条の確定通知書の様式は、優良建築物等整備事業補助金交付額確定通知書（様式第１３号）のとおりとする。

（補助金の交付）

第１３条　規則第１５条第１項ただし書きの規定は適用しない。

２　規則第１５条第２項の交付請求書の様式は、優良建築物等整備事業補助金交付請求書（様式第１４号）のとおりとする。

（交付決定の取消し）

第１４条　規則第１６条の規定による取消しをしたときは、その旨を優良建築物等整備事業補助金交付決定取消通知書（様式第１５号）により、当該補助事業者等に通知するものとする。

（返還命令書の様式）

第１５条　規則第１７条の返還命令書の様式は、優良建築物等整備事業補助金返還命令書（様式第１６号）のとおりとする。

（補助対象財産の処分等）

第１６条　補助事業者等は、補助金の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産（以下「補助対象財産」という。）を処分しようとするときは、補助対象財産処分承認申請書（様式第１７号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

２　市長は、前項の規定による申請があったときは、この内容を審査し、適当と認めたときは、これを承認し、その旨を補助対象財産処分承認通知書（様式第１８号）により、当該補助事業者等に通知するものとする。

３　規則第１９条ただし書きに規定する市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年３月３１日大蔵省令第１５号）別表の耐用年数とする。

（書類の整備等）

第１７条　補助事業者等は、補助事業等に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類等を整備保管しておかなければならない。

２　前項の帳簿及び証拠書類は、当該補助事業等の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から１０年間保管しなければならない。

（その他）

第１８条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。